刑法総論〈A04B〉/ 刑法 1 (総論)〈A04A〉

配当年次	1年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	只木 誠
文責 (課題設題者)	只木 誠
教科書	指定 立石 二六『刑法総論』[第3版] 以降(成文堂)

《授業の目的・到達目標》

この授業では、犯罪の基本的な成立要件を考える。すなわち、刑法典第一編総則に規定される犯罪成立 要件全体に共通する項目(構成要件該当性、違法性、有責性、未遂、共犯、罪数、刑罰論)のなかで基本 的かつ必須であるテーマについて、その意義と問題点を学説上の争点、判例・立法例を交えつつ分かりや すく明らかにし、履修者各自が体系的に刑法総論の輪郭をとらえることをねらいとする。

《授業の概要》

現在の刑法学ほど理論的対立の激しい学問はないといえよう。というのも、解釈の結果が生命や自由というきわめて重大な個人の権利の与奪に直接に結びついているからである。また、学説の対立の顕著化に加えて、今日の理論刑法学は益々緻密なものとなり、細分化しており、他方、社会における紛争の複雑化によって刑法の果たす役割は増大し、刑法学への期待も高まっている。

刑法総論の解釈学は非常に体系立てられた学問であり、各教科書の記述はその体系に沿ったものとなっている。そのため、学習においては、刑法の基礎→構成要件論→違法論→責任論→未遂論→共犯論→罪数論、といったように段階的に知識を積み重ねていくことが求められる。したがって、まずはじめに刑法の意義と機能、刑法の諸原則などを概観することを通して履修者の皆さんそれぞれにおいて「刑法」あるいは「刑事法」というものをイメージできるようにしていきたいと考えており、その後、違法論、責任論といった解釈上の重要問題や、また、未遂、共犯、罪数といった、いわば犯罪論の応用問題へと進んでいく予定である。

履修者の皆さんにおいては、教科書の全体を通読し、刑法総論を俯瞰できるようになることが重要であろう。読みこなすことになかなか難渋する箇所もあるかと思われるが、何度か回を重ねて全体を通して読んでいくうちに、刑法の体系についての全体的な理解が増し、着実に身についていくはずである。授業での学習とこのような自己学習を通して、最終的には、判例・学説の背後にある刑法の役割についての基本的な考え方の相違についても知り、併せて、紛争解決手段としての刑法の役割とその限界、解釈の限界、立法論などを考えていただけるようになること、あるいは、刑法上の論点をさぐり、これをどのように解決すべきかを考える、いわゆるリーガルマインドの涵養に役立たせていただくことが本授業の目的である。

《学習指導》

履修条件は特にないが、「法学入門」等の授業において法の基礎理論を勉強してあればなおさら良いであるう。また、よりよい理解のためには、刑法総論に関するいずれかの教科書・参考書を一読しておいてあれば、なお、理解の助けに資すると思われる。

本科目は総論の学習ではあるが、あわせて、各論についての知識もあれば、その方がより望ましいであろう。その意味で、総論の学習と併行して、ときに刑法各論の殺人罪や傷害罪、窃盗罪などの財産罪についても教科書を広げてみていただくと、刑法総論の理解に役立つと思われる。なお、過去に『白門』に連載していた「刑法総論を学ぶ」(Cloud Campus 内で掲載しています)もあわせて読んでみていただきたい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

刑法総論〈A04B〉/ 刑法 1 (総論)〈A04A〉

- ◎課題文の記入:不要 (課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

罪刑法定主義の意義と内容を述べ、派生原則について説明しなさい。その上で、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔設問〕

- ① X社のAは、X 社と競合するY社に忍び込み、Y社の営業秘密をY社のコピー機でコピーし、情報が印字されたコピー用紙1枚を自宅に持ち帰った。
- ② X社のBは、同じくY社のコンピュータにアクセスして、Y社の営業秘密をほぼすべてBのパソコンのハードディスクにコピーする目的で記憶・蔵置させた。

AとBの罪責を論ぜよ(建造物侵入罪および特別法違反を除く)。

第2課題【基礎的な問題】

未遂犯の意義を述べ、実行の着手時期について説明しなさい。その上で、以下の〔設問〕に答えなさい。 〔設問〕

Aは、深夜、W菓子店の店舗内において、懐中電灯を手に、窃盗の目的で、現金が置いてあると思われる事務机に近づき金員を物色していた際に、たまたま近くを警邏中の警察官Xに発見され、その場で逮捕された。

Aの罪責を論ぜよ。

第3課題【応用的な問題】

甲は、映倫管理委員会の審査を通過した映画を上映したが、その映画は刑法上のわいせつ図画に該当するものであった。甲は、上映に際して、映倫を通過しているので、上映は法律上許されていると誤信していた。なお、これまで、映倫制度が発足して以来、審査を通過した映画で、わいせつ図画に当たるとして起訴されたことはなかった。

判例及び学説をふまえ、甲の罪責を論ぜよ。

第4課題【応用的な問題】

Aは、深夜、コインパーキングにおいて、通行人のXから財物を奪おうと、Xに暴行を加えてその反抗を抑圧したところ、たまたまそこに通りかかったAの友人Bは、事情を理解し、Aとの意思連絡のもとで、Xから財布や時計を奪取した。

判例及び学説をふまえ、AとBの罪責を論ぜよ。

〈推薦図書〉

『コンパクト刑法総論』(2018年) 只木 誠 新世社 井田 良・鈴木 彰雄・髙橋 直哉・只木 誠・曲田 統・安井 哲章 『刑法ポケット判例集』(2019年) 弘文堂 佐伯 仁志・橋爪 隆(編) 『刑法判例百選 I 総論』〔第8版〕(2020年) 有斐閣 只木 誠(編著)・北川 佳世子 他 『刑法演習ノート 刑法を楽しむ 21 問』〔第2版〕(2017年) 弘文堂 山口 厚 · 佐伯 仁志 有斐閣 『刑法判例百選 I 総論』〔第 8 版〕(2020 年) 西田 典之・山口 厚 他 『刑法の争点』(2007年)※ 有斐閣 只木 誠 他 『刑法演習ノート 刑法を楽しむ 21 問』〔第2版〕(2017年) 弘文堂

※ 絶版だが、良書なので図書館等で出来れば参照すること。